令和6年6月28日

令和6年 第3回野洲市議会定例会 発 議 書

野洲市議会

発議第2号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月28日

提出者 野洲市議会議員 服部 嘉雄

提出者 野洲市議会議員 益川 教智

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例(平成 16 年野洲市条例第 185 号)の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年6月28日

提出者 野洲市議会議員 服部 嘉雄

提出者 野洲市議会議員 益川 教智

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

野洲市議会会議規則(平成 16 年野洲市議会規則第 1 号)の一部を次のように 改正する。

目次中「第130条」を「第130条―第132条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議において宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第3項中「常任委員会」の次に「、議会運営委員会又は特別委員会(以下これらを「委員会」という。)」を加える。

第20条第1項及び第2項中「承認」を「許可」に改め、同条第3項中「常任委員会」を「委員会」に、「承認」を「許可」に改める。

第32条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項(投票の効力に関する異議に対する決定)の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第39条第2項中「常任委員会が提出した議案は、常任委員会」を「委員会提出の議案は、委員会」に改め、同条第3項中「第1項における常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会(以下「委員会」という。)」を「第1項本文及びただし書の規定における委員会」に改める。

第85条中「第32条(開票及び投票の効力)」の次に「第1項から第3項まで」 を加える。

第89条の2ただし書中「承認」を「許可」に改める。

第93条及び第94条を次のように改める。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第93条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

第94条 削除

第101条の2を次のように改める。

(決定の通知)

第 101 条の2 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議 長が定める。

第 103 条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、「議長が指定するタブレット型情報端末機」を削り、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(情報通信端末機器の使用)

- 第 103 条の 2 議場に入る者は、情報通信端末機器(議長があらかじめ指定するものに限る。)を持ち込み、会議で使用することができる。
 - 第125条中「、印刷して」を削る。
 - 第130条を第132条とし、第18章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第 130 条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが 規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわ らず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用す る方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情 報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示を する場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、 当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみな して、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第21条(議事日程の作成及び配布)、第91条(請願文書表の作成及び配布)第1項、第92条(請願の委員会付託)第1項及び第125条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定め

る電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第131条 この規則の規定(第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第85条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する この規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に 関するこの規則の規定を適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第4号

野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年6月28日

提出者 野洲市議会議員 服部 嘉雄

提出者 野洲市議会議員 益川 教智

野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則

野洲市議会委員会規則(平成27年野洲市議会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第48条」を「第48条・第48条の2」に、「第52条」を「第52条・第53条」に改める。

第1条中「規定する」を「定める」に改める。

第2条ただし書中「第5条」を「第5条第1項」に、「以下」を「第 18 条第 2項において」に改める。

第4条中「議会の会議」を「「議会の会議」」に改める。

第12条中「承認」を「許可」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第8章中第48条の次に次の1条を加える。

(情報通信端末機器の使用)

第48条の2 委員会室に入る者は、情報通信端末機器(議長があらかじめ指定するものに限る。)を持ち込み、会議で使用することができる。

第52条を第53条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第52条 第19条、第21条第2項及び第23条の規定により行われる通知については、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年6月28日

令和6年第3回野洲市議会

定 例 会 発議書関係資料

野洲市議会

野洲市議会委員会条例 新旧対照表

	/川川	
改正前	改正後	
目次 【略】	目次 【略】	
第1章 通則	第1章 通則	
第1条~第13条 【略】	第1条~第13条 【略】	
第2章 招集、審査等及び規律	第2章 招集、審査等及び規律	
第14条~第21条 【略】	第14条~第21条 【略】	
第3章 公聴会	第3章 公聴会	
第22条 【略】	第22条 【略】	
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)	
第23条 【略】	第23条 【略】	
	2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委	「公聴会の公述人申出書」のオン
	<u>員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理</u>	ライン化を可能とするもの
	組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力	
	装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相	
	<u>手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し</u> た電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使	
	用する方法により行うことができる。	
 第24条~第26条 【略】	第24条~第26条 【略】	
(代理人又は文書 による意見の陳述)	(代理人又は <mark>文書等</mark> による意見の陳述)	
第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で	第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若し	 文書による意見提示のオンライン
	くは電子情報処理組織を使用する方法により 意見を提示	
することができない。ただし、委員会が特に許可した場合	することができない。ただし、委員会が特に許可した場合	
は、この限りでない。	は、この限りでない。	

第4章 参考人

第28条 【略】

第5章 記録

(記録)

第29条 【略】

2 【略】

第6章 補則

第30条 【略】

第4章 参考人

第28条 【略】

第5章 記録

(記録)

第29条 【略】

2 【略】

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作 委員会会議録のデジタル化を可能 成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的とするもの 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) に より行うことができる。この場合において、同項の規定に よる署名又は記名押印については、同項の規定にかかわら ず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定め るものをもって代えることができる。

第6章 補則

第30条 【略】

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

野洲市議会会議規則 新旧対照表

改正前	改正後	備考
目次 【略】	目次 【略】	
第1章 総則	第1章 総則	
第1条~第8条 【略】	第1条~第8条 【略】	
(会議時間)	(会議時間)	
第9条 【略】	第9条 【略】	
2 議長は、必要があると認めるときは	2 議長は、必要があると認めるときは <u>、会議において宣</u>	議場で時間変更を行うことの明確化
、会議時間を変更することができる。た	告することにより、会議時間を変更することができる。	
だし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を	ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論	
用いないで、会議に諮って会議時間の変更について決定	を用いないで、会議に諮って会議時間の変更について決	
する。	定する。	
	3 前項本文の規定にかかわらず、議長は、会議中でない	災害の発生が予測されるため緊急に会
	場合であって緊急を要するときその他の特に必要がある	議時間を変更する場合などを想定
	と認めるときは、会議時間を変更することができる。	
3 会議の開始は、ブザーその他議長の定める方法で報ず	4 会議の開始は、ブザーその他議長の定める方法で報ず	
る。	る。	
第10条~第13条 【略】	第10条~第13条 【略】	
第2章 議案及び動議	第2章 議案及び動議	
(議案の提出)	(議案の提出)	
第14条 【略】	第14条 【略】	
2 【略】	2 【略】	
3 常任委員会	3 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会(以下こ	議会運営委員会、特別委員会による議
が議案を提出しようとする	<u>れらを「委員会」という。)</u> が議案を提出しようとする	案提出を可能とするもの

ときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提 出しなければならない。

第15条~第19条 【略】

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- うとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しよう とするときは、議会の承認を得なければならない。ただ し、会議の議題となる前においては、議長の承認を得な ければならない。
- めようとするときは、提出者から、事件については文書 により、動議については文書又は口頭により、請求しな ければならない。
- めようとするときは、常任委員会の承認を得て委員長か ら請求しなければならない。

第3章 議事日程

第21条~第25条 【略】

第4章 選挙

第26条~第31条 【略】

(開票及び投票の効力)

第32条 【略】

2·3 【略】

ときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提 出しなければならない。

第15条~第19条 【略】

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しよ 第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しよ 都道府県及び町村の各議長会、国会 うとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しよう は、「許可」となっており、整合を図 とするときは、議会の許可を得なければならない。ただる し、会議の議題となる前においては、議長の許可を得な ければならない。
- 2 議員が提出した事件及び動議について前項の<mark>承認</mark>を求 2 議員が提出した事件及び動議について前項の<mark>許可</mark>を求 都道府県及び町村の各議長会、国会 めようとするときは、提出者から、事件については文書は、「許可」となっており、整合を図 により、動議については文書又は口頭により、請求しなる ければならない。
- 3 <mark>常任委員会</mark>が提出した議案について第1項の<mark>承認</mark>を求│3 <mark>委員会</mark> が提出した議案について第1項の<mark>許可</mark>を求│議会運営委員会、特別委員会による議 めようとするときは、<mark>委員会</mark> の許可を得て委員長か **案提出を可能とするもの** ら請求しなければならない。

第3章 議事日程

第21条~第25条 【略】

第4章 選挙

第26条~第31条 【略】

(開票及び投票の効力)

第32条 【略】

2 · 3 【略】

都道府県及び町村の各議長会、国会 は、「許可」となっており、整合を図 第33条~第35条 【略】

第5章 議事

第36条~第38条 【略】

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 【略】

- 2 常任委員会が提出した議案は、常任委員会に付託しな 2 委員会提出の議案は、委員会 に付託しな 議会運営委員会、特別委員会による議 会又は特別委員会に付託することができる。
- 委員会、議会運営委員会又は特別委員会(以下「委員会」 という。)の付託は、討論を用いないで会議に諮って省 略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第40条~第49条 【略】

第6章 発言

第50条~第64条 【略】

第7章 削除

第65条から第77条まで 削除

第8章 表決

第78条~第84条 【略】

4 投票の効力に係る法第118条第6項(投票の効力に関す | 「投票の効力に関する決定書」の交付 る異議に対する決定)の規定による通知に関し必要な事に関する規定の新設 項は、議長が定める。

第33条~第35条 【略】

第5章 議事

第36条~第38条 【略】

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 【略】

- い。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の | - い。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の |案提出を可能とするもの | 議決により、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員 議決により、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員 会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員 会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員 会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における常任 │ 3 前2項における提出者の説明及び第1項本文及びただ │議会運営委員会、特別委員会による議 し書の規定における委員会

> の付託は、討論を用いないで会議に諮って省 略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第40条~第49条 【略】

第6章 発言

第50条~第64条 【略】

第7章 削除

第65条から第77条まで 削除

第8章 表決

第78条~第84条 【略】

|案提出を可能とするもの

(選挙規定の準用)

第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議 場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱 の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、第 32条 (開票及び投票の効力) 、第 33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する 疑義)及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用 する。

第86条~第88条 【略】

第9章 請願

第89条 【略】

(請願書の撤回)

第89条の2 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の|第89条の2 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の|文言整理 許可を得なければならない。ただし、会議の議題となっ たものについては、議会の承認を得なければならない。

第90条~第92条 【略】

第93条及び第94条 削除

第95条 【略】

第10章 秘密会

第96条・第97条 【略】

(選挙規定の準用)

| 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条(議 場の出入口閉鎖)、第29条(投票用紙の配布及び投票箱 の点検)、第30条(投票)、第31条(投票の終了)、第 第32条第4項新設に伴う文言追加 32条 (開票及び投票の効力) 第1項から第3項まで、第 33条(選挙結果の報告)第1項、第34条(選挙に関する 疑義)及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用 する。

第86条~第88条 【略】

第9章 請願

第89条 【略】

(請願書の撤回)

許可を得なければならない。ただし、会議の議題となっ たものについては、議会の許可を得なければならない。

第90条~第92条 【略】

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第93条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関 標準市議会会議規則との整合を図る 係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、 その処理の経過及び結果の報告を請求することに決した ものについては、これを請求しなければならない。

第94条 削除

第95条 【略】

第10章 秘密会

第96条・第97条 【略】

第11章 辞職及び資格の決定

第98条~第101条 【略】

(決定書の交付)

第101条の2 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法|第101条の2 前条の規定による決定の本人への通知に関|すでに法に「資格決定書」の交付が規 第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第 127条第1項の規定による決定をしたときは、決定を求め た議員及び決定を求められた議員に対し、決定書を交付 しなければならない。

第12章 規律

第102条 【略】

(携帯品)

さ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはな らない。ただし、議長が指定するタブレット型情報端末 機病気その他の理由により議長の許可を得たとき

は、この限りでない。

第104条~第109条 【略】

第13章 懲罰

第110条~第116条 【略】

第11章 辞職及び資格の決定

第98条~第101条 【略】

(決定の通知)

し必要な事項は、議長が定める。

定されていること及び都道府県・町村 の各議長会との整合を図る

第12章 規律

第102条 【略】

(携帯品)

第103条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、襟巻、つえ、か</u> 第103条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘 時代に即した名称に改める

、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはな らない。ただし、

─病気その他の理由により会議への出席に必要と認めら 障がいを持つ議員が、重いすやつえ等 れる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて「の器具を議場に持ち込むことは不可欠 は、この限りでない。

であり、必要と認めるものは届出制に 改める

(情報诵信端末機器の使用)

第103条の2 議場に入る者は、情報通信端末機器(議長が タブレット端末の使用に伴い新設 あらかじめ指定するものに限る。)を持ち込み、会議で使 用することができる。

第104条~第109条 【略】

第13章 懲罰

第110条~第116条 【略】

第14章 公聴会及び参考人

第117条~第123条 【略】

第15章 会議録

第124条 【略】

(会議録の配布)

第125条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布す る。

第126条~第127条の2 【略】

第16章 協議又は調整を行うための場

第128条 【略】

第17章 議員の派遣

第129条 【略】

第18章 補則

第14章 公聴会及び参考人

第117条~第123条 【略】

第15章 会議録

第124条 【略】

(会議録の配布)

る。

第126条~第127条の2 【略】

第16章 協議又は調整を行うための場

第128条 【略】

第17章 議員の派遣

第129条 【略】

第18章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第130条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び 議会等に対して行われる通知のオンラ 次条第1項において「議会等」という。) に対して行わ イン化 れる通知のうちこの規則の規定において文書その他文 字、図形その他の人の知覚によって認識することができ る情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項 並びに次条において「文書等」という。)により行うこ とが規定されているものについては、当該通知に関する この規則の規定にかかわらず、議長が定めるところによ り、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係 る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4 項において同じ。) とその通知の相手方の使用に係る電

手続きのオンライン化

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法に より行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書 議会等が行う通知のオンライン化 等により行うことが規定されているものについては、当 該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定 めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使 用する方法により行うことができる。ただし、当該通知 を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法によ り受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に 限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行わ オンライン通知への会議規則の適用 れた通知については、当該通知に関するこの規則の規定 に規定する方法により行われたものとみなして、当該通 知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法 オンライン通知の到達時期の規定(相手 により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係 方が閲覧可能となったとき) る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時 (第21条(議事日程の作成及び配布)、第91条(請願 文書表の作成及び配布)第1項、第92条(請願の委員会 付託) 第1項及び第125条(会議録の配布)の規定によ る議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録 がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通 知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。) による情報処理の用に供されるものをいう。次条におい

て同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法に より表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当 該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの 記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に 対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措 置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に 当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち オンラインの場合の署名等の措置 当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若し くは連署し、又は記名押印すること(以下この項におい て「署名等」という。)が規定されているものを第1項 又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行 う場合には、当該署名等については、当該署名等に関す る規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置 であって議長が定めるものをもって代えることができ る。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受 オンラインによるものの部分的に書類 ける者について対面により本人確認をするべき事情があって行う場合の規定 る場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知 に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する 必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法によ り行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分が ある場合として議長が定める場合には、議長が定めると ころにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、 前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中 「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項

の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下 この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第131条 この規則の規定(第29条(投票用紙の配布及び)文書等のデジタル化による作成・保存 投票箱の点検) 第1項(第85条(選挙規定の準用)にお の規定 いて準用される場合を含む。)を除く。)において議会 等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において 「作成等」という。)が規定されているものについては、 当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当 該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、デジタル化文書への会議規則の適用 当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により 行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則 の規定を適用する。

(会議規則の疑義)

第132条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議 長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、議 長が会議に諮って決定する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 【略】

別記様式 【略】

(会議規則の疑義)

第130条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議 長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、議 長が会議に諮って決定する。

別表 【略】

別記様式 【略】

野洲市議会委員会規則 新旧対照表

改正前	改正後	
目次	目次	
第1章~第7章 【略】	第1章~第7章 【略】	
第8章 規律(<u>第48条</u>	第8章 規律(<u>第48条・第48条の2</u>)	
第9章 【略】	第9章 【略】	
第10章 補則(<u>第52条</u>)	第10章 補則(<u>第52条・第53条</u>)	
付則	付則	
第1章 総則	第1章 総則	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この規則は、野洲市議会委員会条例(平成16年野	第1条 この規則は、野洲市議会委員会条例(平成16年野	文言整理
洲市条例第185号。以下「条例」という。) 第30条の規	洲市条例第185号。以下「条例」という。)第30条の規	
定に基づき、同条例に規定する野洲市議会の委員会(以		
下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。	下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定し めるものとする。	
(議長への通知)	(議長への通知)	
	第2条 委員長は、条例第14条第1項の規定により、委員	☆壹敕珊
会を招集しようとするときは、あらかじめ議長に開会の		人口正住
日時、場所、付議事件等を通知しなければならない。た		
だし、議会の会期中に委員会を招集する場合で、議会運	だし、議会の会期中に委員会を招集する場合で、議会運	
営委員会(条例 <mark>第5条</mark> に規定する議会運営委員会	営委員会(条例 <mark>第5条第1項</mark> に規定する議会運営委員会	
をいう。 <u>以下</u> 同じ。)において開催日		
時等が決定されている場合は、この限りでない。	時等が決定されている場合は、この限りでない。	
第3条 【略】	第3条 【略】	
(委員会の開会の禁止)	(委員会の開会の禁止)	

第4条 委員会は、議会の会議 中は、これを開くこと 第4条 委員会は、「議会の会議」中は、これを開くこと 文言整理 ができない。

第5条・第6条 【略】

第2章 審査

(議題の宣告)

第7条~第11条 【略】

(動議の撤回)

撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければな らない。____

第13条~第24条 【略】

第3章 秘密会

第25条・第26条 【略】

第4章 発言

第27条~第37条 【略】

第5章 委員長及び副委員長の互選

第38条 【略】

第6章 表決

第39条~第45条 【略】

第7章 請願の処理

(請願の審査報告)

第46条・第47条 【略】

第8章 規律

ができない。

第5条・第6条 【略】

第2章 審查

(議題の宣告)

第7条~第11条 【略】

(動議の撤回)

第12条 動議の提出者は、会議の議題となった当該動議を|第12条 動議の提出者は、会議の議題となった当該動議を|都道府県及び町村の各議長会、 撤回しようとするときは、委員会の<mark>許可</mark>を得なければな 国会は、「許可」となってお らない。ただし、会議の議題となる前においては、委員り、整合を図る。会議規則と同 長の許可を得なければならない。

第13条~第24条 【略】

第3章 秘密会

第25条・第26条 【略】

第4章 発言

第27条~第37条 【略】

第5章 委員長及び副委員長の互選

第38条 【略】

第6章 表決

第39条~第45条 【略】

第7章 請願の処理

(請願の審査報告)

第46条・第47条 【略】

第8章 規律

第48条 【略】

第9章 会議の記録 (会議の記録の記載事項)

第49条~第51条 【略】

第10章 補則

(その他)

第52条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し 必要な事項は、議長が別に定める。

様式第1号 【略】

様式第2号 【略】

第48条 【略】

(情報通信端末機器の使用)

第48条の2 委員会室に入る者は、情報通信端末機器(議 タブレット端末の使用に伴い新 長があらかじめ指定するものに限る。)を持ち込み、会議 |設 で使用することができる。

第9章 会議の記録

(会議の記録の記載事項)

第49条~第51条 【略】

第10章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第52条 第19条、第21条第2項及び第23条の規定により行 「委員派遣承認要求書」、「少 われる通知については、当該通知に関するこの規則の規 数意見報告書」、「委員会報告 定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定 書 | のオンライン提出を可能と める電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入)するもの 出力装置を含む。以下この条において同じ。) とその通 知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で 接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法に より行うことができる。

(その他)

第53条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し 必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 【略】

様式第2号 【略】

様式第3号 【略】	様式第3号 【略】	